

社会体育施設等使用料基準の取扱いの方針

第1 目的

社会体育施設等に係る使用料の減額・免除の基準を定め、使用料徴収の公平性の確保と事務処理の効率化を図ることを目的とする。

第2 社会体育施設等利用の可否

西予市社会体育施設条例（第5条）及び西予市運動公園条例（第6条）、西予市立学校施設の開放に関する条例（第5条）、西予市城川総合運動公園条例（第7条）、西予市乙亥の里条例（第10条）、西予市営球場条例（第4条）に基づき判断を行う。

- 1 その利用が体育施設等の設置の目的に反するとき。
- 2 その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- 3 その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- 5 前に掲げる場合のほか、体育施設の管理上支障があるとき。

第3 有料又は減免の判断

1 有料の場合

(1) 通常料金

個人・団体等による利用

(2) 割増料金

営利を目的（営利活動）とする販売、展示、実演等を行う利用、又はその営利活動につながる利用（職員研修、商品及び企業説明会等）

2 減免の場合

西予市社会体育施設条例（第10条）及び西予市運動公園条例（第10条）、西予市立学校施設の開放に関する条例（第10条）、西予市城川総合運動公園条例（第12条）、西予市乙亥の里条例（第15条）、西予市営球場条例（第9条）に基づき減額及び免除の判断を行う。

ただし、宴席（慰労、懇親会など）のみの利用によるものは減免しない。

（市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するときの場合を除く）

（1）市又は市の執行機関※1（市が設置する附属機関※2を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除

執行機関）教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会など

付属機関）法令や条例・規則・訓令等に基づき市が設置する機関（〇〇審議会等）

- (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が教育活動又は保育活動のために利用するとき 全額免除
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は一部減額

経過措置として減免の適用される団体

(令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間)

ア 一部減額（1／2）の場合

令和8年3月31日までに免除を受けていた団体で、団体の本来の活動による利用があるとき（対象団体一覧表参照）

イ 一部減額（1／3）の場合

総合型スポーツクラブ加盟団体による団体本来の活動による利用があるとき（対象団体一覧別紙参照）

ウ 一部減額（1／4）の場合

スポーツ協会及び文化協会加盟団体による団体本来の活動による利用があるとき（対象団体一覧別紙参照）

上記アの利用と認められるもので、非営利活動※7による収益活動の利用があるとき（販売行為や入場料等を徴収して使用する場合）

市が後援する事業により利用があるとき

第4 減免しない場合【共通】

1 個人利用の場合（趣味の活動、冠婚葬祭、同窓会など）

2 宴席の利用による場合（慰労、懇親会など）

※市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するときの場合を除く

3 申請団体が団体本来の活動以外による利用による場合

【別紙】

■西予市社会体育施設条例（第10条）及び西予市運動公園条例（第10条）、西予市立学校施設の開放に関する条例（第10条）、西予市城川総合運動公園条例（第12条）、西予市乙亥の里条例（第15条）西予市営球場条例（第9条）の規定より減免対象となる対象団体一覧

次の団体①が、団体本来の活動により利用する場合は、全額免除とすることができる。

① 法令等に基づき活動する団体（附属機関）

社会福祉協議会、民生児童委員、更生保護協会（更生保護女性会）、老人クラブ、消防団（水防団含む）、財産区、交通安全協会、交番・駐在所連絡協議会、人権擁護委員協議会、土地改良区、青少年補導委員会、保護司会、大洲人権擁護委員協議会（西予部会）、西予市地域づくり活動センター運営委員会など

次の団体②③④⑤が、団体本来の活動により利用する場合は、一部減免とすることができる。

② 市が活動を助成（支援）する団体 ※補助金等の交付など（人的支援も含む）

観光協会、文化協会、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、婦人会、壮年会、青年団、ボーイスカウト、食生活改善推進協議会、結婚推進委員会、中山間直接支払制度地区集落協定、多面的機能支払い交付金活動組織、南予用水組合、捕獲隊、青年農業者連絡協議会、人権対策協議会、人権教育協議会、林業研究グループ、遺族会、身体障害者協会、土地改良協会、明るい選挙推進協議会、野村地域教育活性化協議会、林業研究グループ、一般社団法人西予市移住定住交流センター、西予市移住交流促進協議会、西予市移住交流促進協議会、身体障害者協会、生活研究協議会、認定農業者協議会、農業支援センター、自治会（区、組、区長会、団体連絡協議会）、地域づくり組織（27）、自主防災組織、防災土連絡協議会

③ 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校の教育及び保育活動に寄与する組織

PTA、緑の少年団、おやじの会、愛護班、保護者会、地域移行した部活動

④ 青少年健全育成

スポーツ協会、スポーツクラブ、文化協会に加盟する高校生以下の団体、地域移行した部活動及び中学校が認めた部活動の地域移行を目指す団体に限る

●社会体育施設の使用料における留意点

- (1) 原則、使用料は徴収するものとして対応する（減免は「できる規定」である）
- (2) 特定の個人及び団体等にだけ貸す（貸さない）、または使用料を徴収する（しない）
ことは行わない

地方自治法

（公の施設）

第244条普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用するなどを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用するについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

- (3) 西予市社会体育施設条例（第10条）及び西予市運動公園条例（第10条）、西予市立学校施設の開放に関する条例（第10条）、西予市城川総合運動公園条例（第12条）、西予市乙亥の里条例（第15条）、西予市営球場条例（第9条）により減免を行う場合は、「社会体育施設等取扱いの方針」に基づき、その都度所属長に伺う。ただし、前例があるものは除く（減免申請には、審査に必要な書類の添付を求める）

【定義】

※1 執行機関…地方公共団体の長、教育委員会などの委員会のように、それぞれ独自の執行権限を有し、その担任する事務について当該地方公共団体の意思を自ら決定し、これを外部に表示することができる機関をいいます。

例) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長、議会

※2 付属機関…執行機関からの要請によって審議や調査を行い、意見を述べるなどの機関。法律によって設置が決められているものや、条例で任意に設置するものがある。

例) 社会福祉協議会、民生児童委員、更生保護協会（更生保護女性会）、老人クラブ、消防団（水防団含む）、財産区、交通安全協会、交番・駐在所連絡協議会、人権擁護委員協議会、土地改良区、青少年補導委員会、保護司会、大洲人権擁護委員協議会（西予部会）、西予市地域づくり活動センター運営委員会など